

国分寺市工事請負契約における現場代理人の常駐及び兼任に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、国分寺市が発注する工事について、適正な履行を確保しつつ、建設事業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図るため、現場代理人の工事現場における常駐義務について、その一部を緩和し、常駐を要しないこととできる期間及び兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第2条 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことを原則とするが、次の各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第19条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 第3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 前項の各号に該当し、現場代理人が工事現場を離れようとする場合、受注者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事現場における常駐を要しない期間について、監督員等との工事打合せ等で明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を書面により明確にすること。
- (2) 当該期間は現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であって、他の工事の現場代理人との兼任の要件ではないことに留意すること。

(現場代理人の兼任)

第3条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、次の各号のいずれかに適合する場合は、2件の工事の現場代理人を兼任できるものとする。

- (1) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するもの
- (2) 国分寺市又は国、地方公共団体等の発注済みの公共工事に続き、随意契約により契約する工事であり、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。ただし、一方の工事が他の機関の発注する工事である場合、兼任について、他の発注者の承認を得ていること。
- (3) 次のアからウまでの全ての条件を満たすもの
 - ア 当該2件の工事が国分寺市又は国、地方公共団体等の発注の公共工事であること。ただし、一方の工事が他の機関が発注する工事である場合、兼任について、他の発注者の承認を得ていること。
 - イ 契約金額が各々3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満の工事であること。
 - ウ 当該2件の工事現場が国分寺市内であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の各号に該当し、現場代理人を兼任しようとする場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事現場の安全管理、工程管理、住民対応等に配慮すること。
- (2) 兼任する双方の監督員等と常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時には現場に急行できること。
- (3) 兼任するいずれかの現場に常駐すること。
- (4) 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではないことに留意すること。
- (5) 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

(兼任の届出)

第4条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、落札決定後、現場代理人兼任届（様式）に2件の工事の工程表及び緊急時連絡体制表を沿え、工事等を主管する課「以下「工事担当課」という。」に提出しなければならない。この場合において、兼任する工事等の工事担当課が異なる場合は、当該兼任に係る工事等以外の工事請負契約書の写し、位置図及び工程表を添えて、それぞれの工事担当課に提出するものとする。

(契約変更)

第5条 受注者は、現場代理人を兼任させる工事において、契約変更が生じたことにより、当該兼任に係る工事1件の請負代金の額が第3条第1項第3号に規定する金額を上回る場合であっても、原則として引き続き兼任させることができるものとする。

(兼任の取消し)

第6条 市長は兼任に係る工事について、受注者が前条に規定する遵守事項に違反し、又は受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認める場合は、当該兼務を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この基準に規定するもののほか、工事等における兼任について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。